

会津坂下町除染実施計画  
《第1版》

平成24年10月

会津坂下町

## 改訂の履歴

年 月 日	内 容	備 考
平成 24 年 10 月 5 日	『会津坂下町除染実施計画（第 1 版）』の策定	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という）に基づき策定。

※本除染実施計画は、「特措法」ならびに環境省令に合わせた見直しや新技術の導入による見直しなど適宜改訂を行います。

# 会津坂下町除染実施計画

## 〈 第 1 版 〉

### 目 次

1. はじめに .....	1
2. 除染等の措置等の実施に関する方針 .....	1
3. 除染実施区域 .....	2
4. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置 等を実施する対象 .....	4
5. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区 域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壤等 の除染等の措置 .....	5
6. 土壤等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期 .....	7
7. 除去土壤及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、 保管及び処分に関する事項.....	8
8. その他の事項 .....	9

## 1. はじめに

会津坂下町は、東京電力福島第一原子力発電所から西に約 108km、福島県会津地方のほぼ中央に位置しています。

本町は、「第 5 次会津坂下町振興計画」の基本計画の 1 つに「みんなが『元気』で『安心』して暮らせるまち」を掲げ、各種施策に取り組んでいますが、同発電所事故による放射能汚染の影響を受けており、この対策が急務となっています。

このため、「特措法」に基づき、本除染実施計画を策定するものです。

## 2. 除染等の措置等の実施に関する方針

### (1) 基本方針

本町は、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散による健康と経済活動への影響を排除するため、平均空間線量率が毎時  $0.23 \mu\text{Sv}$  以上の区域について除染実施区域に指定します。

除染にあたっては、環境省の「除染関係ガイドライン」に従い実施します。

#### 【生活圏】

子どもたちの集まる教育施設・公園等を優先的に除染を行います。

住宅・宅地は、所有者と町が協議したうえで、町が実施者となって除染を行います。

#### 【農地】

農地等は、農林水産省の「農地土壌の放射性物質除去技術（除染技術）作業の手引き 第 1 版 平成 24 年 3 月」を参照し、除染関係ガイドラインに沿って除染を行います。

#### 【その他】

道路、森林（生活圏）、事業所等は、除染関係ガイドラインに沿って計画的に除染を進めます。

(2) 目標

長期的に追加被ばく線量を年間 1mSv 以下にすることを目標とします。

(3) 計画期間

計画期間は、平成 24 年 10 月から平成 28 年 3 月までの約 5 年間とし、重点期間をはじめの 2 年とします。

3. 除染実施区域

除染実施区域は、町内の空間線量測定結果に基づき、平均空間線量率が毎時 0.23  $\mu$ Sv 以上の区域とします。

地区名 大字名	空間線量率の範囲 ( $\mu$ Sv/h)	平均 空間線量率 ( $\mu$ Sv/h)	除染実施計 画の対象と なる区域
坂下地区	0.12~0.41	0.26	○
若宮地区	大字牛川	0.16~0.34	0.24
	大字勝大	0.18~0.37	0.25
	大字樋島	0.18~0.54	0.31
	大字五ノ併	0.20~0.33	0.28
	大字大沖	0.19~0.29	0.23
	大字羽林	0.17~0.28	0.23
	大字白狐	0.19~0.41	0.28
金上地区	大字福原	0.22~0.39	0.28
	大字金上	0.17~0.41	0.25
	大字宮古	0.24~0.30	0.27
	大字海老細	0.19~0.30	0.24
	大字新開津	0.22~0.27	0.24
	大字束原	0.22~0.28	0.24
	大字開津	0.21~0.32	0.28

地区名 大字名	空間線量率の範囲 ( $\mu$ Sv/h)	平均 空間線量率 ( $\mu$ Sv/h)	除染実施計 画の対象と なる区域	
広瀬地区	大字青木	0.18~0.31	0.24	○
	大字青津	0.14~0.33	0.24	○
	大字沼越	0.17~0.42	0.24	○
	大字立川	0.17~0.28	0.23	○
	大字五香	0.20~0.30	0.24	○
	大字御池田	0.20~0.26	0.23	○
	大字三谷	0.21~0.27	0.24	○
	大字中泉	0.18~0.35	0.24	○
	大字合川	0.13~0.30	0.23	○
川西地区	大字八日沢	0.19~0.27	0.23	○
	大字見明	0.18~0.37	0.26	○
	大字大上	0.18~0.29	0.23	○
	大字宇内	0.13~0.28	0.23	○
	大字津尻	0.22~0.26	0.24	○
	大字長井	0.15~0.27	0.23	○
八幡地区	大字塔寺	0.10~0.30	0.24	○
	大字気多宮	0.16~0.28	0.24	○
	大字新館	0.16~0.28	0.23	○
	大字船杉	0.21~0.30	0.25	○
	大字坂本	0.15~0.29	0.23	○
高寺地区	大字高寺	0.15~0.32	0.23	○
	大字片門	0.14~0.42	0.23	○
	大字東松	0.11~0.32	0.23	○

測定日：平成23年 9月 6日～平成23年 9月21日

測定機器：日立アロカ TCS-172B 測定高： 1 m

#### 4. 除染等の措置等の実施者及び当該実施者が除染等の措置等を実施する対象

除染は、除染実施区域内の以下の除染対象ごとに以下の実施者が行うものとします。

除染対象	詳細	実施者
幼稚園、学校、それに付随する道路	幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校、その他同等の施設、通学路、側溝	町・県※3
公園	公園	町
公共施設	公民館、集会所、その他同等の施設	町・県・国※3
住宅・宅地、それに付随する道路	住宅・宅地、集合住宅、生活路、側溝	町・(所有者)※1
事業所	店舗、工場、その他同等の施設	町・(所有者・事業者)※2
その他の道路	国道、県道、町道	国・県・町※3
農地、森林(生活圏)	農地、森林(生活圏)	国・県・町※3 (所有者・事業者)※2
森林(その他)	森林(その他)	※4
河川	河川	※4

※1 住宅・宅地は町が主体となり、所有者と協議のうえ、除染を実施することとします。

※2 事業所、農地、森林(生活圏)は町が主体となり、事業者、所有者と協議のうえ、除染を実施することとします。

※3 国、県が管理する道路、森林等の具体的に除染する区域及び除染方法については、今後、国、県と協議の上定めることとします。

※4 今後、国から示される方針に基づき対応します。

## 5. 除染等の措置等の実施者が除染等の措置等を実施する区域内の土地の利用上の区分等に応じて講ずべき土壌等の除染等の措置

除染については、「除染関係ガイドライン（平成23年12月環境省）」及び福島県の定める除染対策事業交付金交付要綱（平成23年23環保第2610号（改正））の内容に沿って除染を行います。

除染対象と主な除染措置の内容は下表のとおりですが、線量等、除染実施区域の実情に応じ、必要かつ合理的な範囲で実施することとします。

また、除染にあたっては、除去土壌等の発生抑制にも配慮します。

なお、除染の実施にあたっては、実施前に空間線量率を測定しますが、毎時0.23 $\mu$ Sv未満の施設でも、側溝や雨樋下等の局所的に毎時0.23 $\mu$ Sv以上の箇所については、除染を実施します。

除染対象	除染作業等	内容
公共施設のうち、幼稚園、学校、公園等子どもが長時間生活するもの	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上等の清掃、拭取り、ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等</li> </ul>
	アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブラシ洗浄、高圧洗浄</li> <li>・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> </ul>
	表土除去及び客土	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭等における表土等の除去</li> <li>・客土、圧密による原状回復</li> </ul>
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝葉の剪定、低木等の高圧洗浄</li> <li>・落葉の除去、除草</li> </ul>
上記以外の公共施設、事業所	建屋の洗浄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋上、壁面の清掃、拭取り</li> <li>・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等</li> </ul>
	アスファルト等の除染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去</li> </ul>
	草木除去	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枝葉の剪定</li> <li>・落葉の除去、除草</li> </ul>
住宅、宅地	家屋の除染	<ul style="list-style-type: none"> <li>・壁面等の清掃、拭取り</li> <li>・雨樋等の清掃、洗浄、汚泥の除去等</li> </ul>



	コンクリート等の除染	・側溝等の清掃、洗浄、汚泥の除去
	草木除去	・枝葉の剪定 ・落葉の除去、除草
道路	路面洗浄等	・散水車及び清掃車によるブラッシング ・手作業によるブラシ洗浄 ・歩道洗浄、除草
	側溝の清掃	・泥等の掻き出し、除草 ・ブラシ洗浄
	法面の除草	・除草
森林 (生活圏)	枝打ち・落葉除去等	・枝葉の剪定、枝打ち ・落葉の除去、除草
農地(以下に掲げるものを除く。)	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
	農地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布
	除草等	・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
農地(永年性作物が栽培されている農地に限る。)	樹皮の洗浄及び剪定・剪枝	・樹皮の洗浄 ・枝葉の剪定、摘採後の深刈り、中刈り、台刈り、古い枝葉の除去
	除草等	・除草 ・水路の清掃、汚泥の除去
牧草地	反転耕・深耕	・深耕プラウ等による鋤込み ・土面の踏圧、砕土、均平化
	牧草地への措置	・肥料、有機質資材、土壌改良資材等の散布、除去した永年性牧草の播種
	除草等	・畦畔・農道の除草 ・水路の清掃、汚泥の除去

## 6. 土壌等の除染等の措置の着手予定時期及び完了予定時期

本町では、長期的に追加被ばく線量が年間 1mSv 以下になるように除染をしてまいります。当面、平成 26 年 3 月末までを第 1 期として、下記のスケジュールで除染に取り組めます。

個々の施設の除染は、詳細な実施計画を作成し、作業期間を決めたうえで除染を行います。

なお、適宜除染の進捗状況を確認し、必要な場合は、平成 26 年 4 月以降の除染の計画やスケジュールを見直します。

除染対象	H24 年	H25 年	H26 年	H27 年	H28 年
幼稚園、学校	坂下、若宮 金上、広瀬 地区を実施	経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適切な対応を行います。			
公園	坂下、若宮 金上、広瀬 地区を実施	その他の地区 を実施	経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適切な対応を行います。		
公共施設	坂下、若宮 金上、広瀬 地区を実施	その他の地区 を実施	経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適切な対応を行います。		
住宅・宅地	全地区を実施		経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適切な対応を行います。		
道路・通学路・ 生活路	全地区を実施		経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適切な対応を行います。		
事業所		全地区を実施	経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適切な対応を行います。		
農地	全地区を実施		経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適切な対応を行います。		
森林 (生活圏)	全地区を実施		経過を観察し、追加の除染が必要な場合は、適切な対応を行います。		

## 7. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事項

除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って除染対象敷地（施設）内において保管した後、処分することとします。

また、その際には、「除染関係ガイドライン」に基づいて、それぞれの除染実施主体ごとに管理内容（保管方法、場所、量など）の記録をします。

### (1) 除去土壌等の処理方針

除染に伴って発生する除去土壌等については、国が示した「除染関係ガイドライン」に沿って、町が設置する仮置場に運搬・保管します。

保管期間は、約3年とします。

### (2) 仮置場の構造及び所在地

仮置場は、二次汚染を起こさないよう、次の措置を講じます。

- ① 汚水が地下に浸透しないよう遮水シート等を敷設します。
- ② 除去土壌等は飛散防止のためフレキシブルコンテナなどで梱包し、遮水シート等の上に配置します。
- ③ 積雪、雨水浸入防止のため防水シートで覆い中央部をやや高くするなど雨水が溜まらないようにします。
- ④ 除去土壌等が有機物を多量に含む場合には、悪臭や火災の発生を防止するためのガス抜きできる構造とします。
- ⑤ 仮置場周辺のモニタリング調査を実施し、空間線量率については週1回、地下水については月1回測定し、結果については速やかに公表します。
- ⑥ 仮置場は除染関係ガイドラインに示されている遮へいと隔離を行うとともに耐震性にも配慮した施設とします。

仮置場は会津坂下町内に設置します。

### (3) 仮置場ができるまでの措置

仮置場は速やかに設置し、設置後速やかに現場保管場所から搬出しますが、原則として住宅、宅地、公共施設、学校等はその敷地内での一時的な現場保管をお願いします。

通学路、側溝等は、各地区の集会所等で一時保管します。

(4) 仮置場までの運搬

除染に伴って生ずる除去土壌等はフレキシブルコンテナに詰めて、トラック等により仮置場まで運搬します。この時、汚染土壌が飛散や流出しないようにブルーシートで覆うこととします。

(5) 除去土壌等の記録・保存

放射線量の放射濃度の測定結果、保管中の除去土壌等の量(土嚢袋等の数)、収集者や保管者の氏名や住所等除染関係ガイドラインに従い記録します。

除去土壌等は、仮置場の中間貯蔵施設への搬出完了まで保管します。

これらの記録を、環境省令で定められる期間、保存します。

## 8. その他の事項

本除染実施計画は、特措法ならびに環境省令に合わせた見直しや新技術の導入による見直しなど適宜改訂を行います。

また、計画の効率的かつ円滑な実施のため、町内に関係者による協議会の設置を検討します。

さらに、本計画により除染を行った地域及び施設については、除染後も計画期間中継続的にモニタリングを実施します。